

弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金

概要

スタートアップが取り組む地域経済への波及効果が高い革新的な技術やビジネスモデルに基づく事業に係る経費の一部を補助します。

対象者

※詳細は必ず要綱を確認ください

- ・スタートアップの要件を満たすもの
⇒国や大学等のスタートアップイベントで実績があること、大学等の研究成果を活用していること、大学発スタートアップ等の認定を受けていることなど、いずれかを満たしているもの。
- ・市内に本社又は主たる事業所を有していること
- ・創業予定又は創業5年未満のスタートアップ

対象経費

調査・マーケティング費、機械器具費、設備導入費、原材料費（商品の試作に係るものに限る）、委託費、外注費、産業財産取得維持費（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、販路開拓に資する認証、取得に要する経費、大学・研究機関等との共同研究費、広告宣伝費等

補助金額

上限
100万円

または

対象経費の
3分の2

お問合せ

弘前市役所 産業育成課

TEL：0172-32-8106（直通）

mail：sangyo@city.hirosaki.lg.jp